

道路占用

許可申請

協議

書

令和 年 月 日

岩見沢市長 松野 哲 様

住 所

氏 名

電 話 番 号

担当

第32条第1項
道路法

の規定により

許可を申請
します。

第35条

協 議

占用の目的			
占用の場所	路線名		
	場 所	岩見沢市 (地先)	
占用物件	名 称	規 模 (m)	数 量
占用の期間	許 可 日 から	占用物件 の 構 造	
	令和 年 月 日 まで		
工事の期間	許 可 日 から	工 事 実 施 の 方 法	
	令和 年 月 日 まで		
道 路 の 復 旧 方 法		添付書類	
備考(施工者及び連絡先等)			受付印

記載要領

- 「許可申請」「協議」等の二段書き欄は、該当する段欄全ての □枠内に「レ」を記入すること。
- 申請者が法人の場合は、「住所」に事務所の所在地を、「氏名」に名称及び代表者名を記載し、また「担当」に担当課名等を記入すること。
- 「場所」は、地番まで記載し、占用が2箇所以上のときは、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」は、該当するものを○で囲むこと。「路線名」は認定番号でも可とする。
- 占用物件などの記載事項が多い、又は路線が複数のため記載不能のときは、別に定める別紙に記載すること。
- 「工事実施の方法」は、「直営」「請負」の別を記入し、地下埋設占用の場合は、「開削」「推進」の別を、また他の占用又は道路工事と同時施工するときは、その旨を記載すること。
- 「備考」は施工業者名及びその連絡先を記載すること。

道路占用

許 可 書
 同 意

住 所
 氏 名
 電 話 番 号
 担 当

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場 所	岩見沢市			(地先)
占用物件	名 称		規 模 (m)		数 量
占用の期間	許 可 日 から			占用物件 の 構 造	
	令和 年 月 日 まで				
工事の期間	許 可 日 から			工 事 実 施 の 方 法	
	令和 年 月 日 まで				
道 路 の 復 旧 方 法				添付書類	
占用の条件 (添付一般条件のほか下記のとおり)					占 用 料
<input type="checkbox"/> 一般条件のとおり					円 納入通知書に指定する期限
別紙 <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 許可 について、上記の通り <input type="checkbox"/> 許可 してよろしいか伺います。 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 同意					
	課 長	主 幹	係 長	係	合 議
文書の種類	発 送 文 書		公 印	分類番号	07-02-01
令和 年 月 日 起案				登録番号	
令和 年 月 日 決裁				保存年限	<input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 永年保存
令和 年 月 日 施行				起案者 所 属 職 氏 名	建設部建設管理課庶務係

道路占用

□ 許 可 書
□ 同 意

住 所
氏 名
電 話 番 号
担 当

占用の目的			
占用の場所	路線名		
	場 所	岩見沢市 (地先)	
占用物件	名 称	規 模 (m)	数 量
占用の期間	許 可 日 から	占用物件の構造	
	令和 年 月 日 まで		
工事の期間	許 可 日 から	工事実施の方法	
	令和 年 月 日 まで		
道路の復旧方法		添付書類	
占用の条件 (添付一般条件のほか下記のとおり)		占 用 料	
□一般条件のとおり		円 納入通知書に指定する期限	
令和 年 月 日付け		岩 建 第 号 令和 年 月 日	
□ 申 請 □ 協 議		□ 許 可 □ 同 意	
のあった道路占用について、上記の通り します。			
岩 見 沢 市 長 松 野 哲 (建設部建設管理課庶務係 担当)			
(申請の書番 第 号)			

注意事項(一般事項)

1. 道路占用の許可又は回答を受けた者(以下「占有者」という)は、岩見沢市道路占用料条例に基づいて、占用料を納めなければならない。
2. 広告塔または看板等の面積とは、道路用地内に係る看板等の表示面積をいう。
3. 占有者は、許可を受けてから許可内容に変更を生じたとき、遅滞なく変更の申請をし、その許可を得ること。また、当該占用の許可に基づく権利を他人等に許可無しに譲渡するなどの行為はできない。
4. 占有期間中に法令の施行、道路の改良、又は公益事業のため市長が必要と認めるときは、占有物件の増減変更又は占有を取り消すものとし、そのとき占有者は速やかにそれに応じなければならない。
5. 占有者は許可期間中、占有物件又はその付近の見やすい場所に所定の標識(占有工事を行う場合、標識と工事表示板)を掲示しなければならない。但し、困難な場合など市長が認めるときはこの限りではない。
6. 占有により道路の構造等及び道路付属施設に影響をあたえたとき、占有者は自己負担にて補修をし、又はその予防処置を講じなければならない。
7. 占有により、他の占有物件(地下埋設物も含む)に影響を及ぼす恐れのある場合は事前に当該占有者の了解(同意)を得なければならない。
8. 占有者は、占有物件を常に美観等も含め良好な状態に保つよう維持補修し、交通その他道路管理上支障が無いよう努めなければならない。
9. 道路掘削に係る復旧は層状転圧を十分行い、道路及びその施設の復旧が完了した占有者又は、その代理者はその届けを提出しなければならない。
尚、舗装復旧は、特に認めるものを除く外、4月下旬から11月中旬までに完了するものとし、その期間以外については仮舗装を行いその箇所の点検補修を復旧完了までに継続しなければならない。
10. 占有者が許可期間満了後も引き続き占有しようとするときは、期間満了の10日前までに、改めて更新の申請をして許可を受けなければならない。
11. 本許可書は紛失しないよう留意し、道路管理員が提示を求めたとき、または占有に関しての指示があるときは、これに応じなければならない。
12. 法令に特別の規定あるものを除く外、占有者が法令等または許可条件に基づく義務を履行するときに必要な費用及び損害は総て占有者の負担とする。

教 示

この道路占用許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩見沢市長に審査請求することができる(なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。)

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、岩見沢市を被告として(訴訟において岩見沢市を代表する者は岩見沢市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この許可書を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

道路占用

許可申請

協議

書

令和 3 年 10 月 1 日

岩見沢市長 松野 哲 様

記載例

住 所 岩見沢市〇条〇丁目〇番地〇

氏 名 〇〇 〇〇

電話 番号 0126-〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇 〇〇

第32条第1項

道路法

第35条

の規定により

許可を申請

します。

協議

占用の目的	住宅新築に伴う給水管埋設のため		
占用の場所	路線名	N0.〇〇〇 〇条線	車道・ <u>歩道</u> ・その他
	場 所	岩見沢市 〇条〇丁目〇番地〇 (地先)	
占用物件	名 称	規 模 (m)	数 量
	給水管(PPφ20)		L=1.00m 1本
占用の期間	許 可 日 から	占用物件 の 構 造	軟質二層ポリエチレン管
	令和 3 年 12 月 20 日 まで		
工事の期間	許 可 日 から	工 事 実 施 の 方 法	請負 開削
	令和 3 年 12 月 20 日 まで		
道 路 の 復 旧 方 法	工作物を除き原形に復旧する	添付書類	位置図 平面図 復旧断面図 安全対策図 現況写真
備考(施工者及び連絡先等) 会社名 (株)〇〇〇〇 連絡先 0126-〇〇-〇〇〇〇 担当者 〇〇 〇〇 携帯連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			受付印

記載要領

- 「許可申請」「協議」等の二段書き欄は、該当する段欄全ての □枠内に「レ」を記入すること。
- 申請者が法人の場合は、「住所」に事務所の所在地を、「氏名」に名称及び代表者名を記載し、また「担当」に担当課名等を記入すること。
- 「場所」は、地番まで記載し、占用が2箇所以上のときは、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」は、該当するものを○で囲むこと。「路線名」は認定番号でも可とする。
- 占用物件などの記載事項が多い、又は路線が複数のため記載不能のときは、別に定める別紙に記載すること。
- 「工事実施の方法」は、「直営」「請負」の別を記入し、地下埋設占用の場合は、「開削」「推進」の別を、また他の占用又は道路工事と同時施工するときは、その旨を記載すること。
- 「備考」は施工業者名及びその連絡先を記載すること。

道路占用

□ 許 可
□ 同 意
書

住 所 岩見沢市〇条〇丁目〇番地〇
氏 名 〇〇 〇〇
電 話 番 号 0126-〇〇-〇〇〇〇 担 当 〇〇 〇〇

記載例

占用の目的	住宅新築に伴う給水管埋設のため				
占用の場所	路線名	NO.〇〇〇 〇条線			車道・ <u>歩道</u> ・その他
	場 所	岩見沢市 〇条〇丁目〇番地〇 (地先)			
占用物件	名 称		規 模 (m)	数 量	
	給水管(PPφ20)		L=1.00m	1本	
占用の期間	許 可 日 から	令和 3 年 12 月 20 日 まで	占用物件の構造	軟質二層ポリエチレン管	
	工 事 実 施 の 方 法		請負 開削		
道路の復旧方法	工作物を除き原形に復旧する		添付書類	位置図 平面図 復旧断面図 安全対策図 現況写真	
占用の条件 (添付一般条件のほか下記のとおり)				占 用 料	
□一般条件のとおり				円	
				納入通知書に指定する期限	
別紙		□ 申請	□ 許可		について、上記の通り
		□ 協議	□ 同意		してよろしいか伺います。
	課 長	主 幹	係 長	係	合 議
文書の種類	発 送 文 書		公 印	分類番号	07-02-01 登録番号
令和 年 月 日 起案				保存年限	□ 5年 □ 10年 □ 永年保存
令和 年 月 日 決裁				起案者所属職氏名	建設部建設管理課庶務係
令和 年 月 日 施行					

道路占用

許 可
 同 意

書

住 所 岩見沢市〇条〇丁目〇番地〇
氏 名 〇〇 〇〇
電 話 番 号 0126-〇〇-〇〇〇〇 担 当 〇〇 〇〇

記載例

占用の目的	住宅新築に伴う給水管埋設のため		
占用の場所	路線名	N0.〇〇〇 〇条線	車道・ <u>歩道</u> ・その他
	場 所	岩見沢市 〇条〇丁目〇番地〇 (地先)	
占用物件	名 称	規 模 (m)	数 量
	給水管(PPφ20)	L=1.00m	1本
占用の期間	許 可 日 から 令和 3 年 12 月 20 日 まで	占用物件 の 構 造	軟質二層ポリエチレン管
工事の期間	許 可 日 から 令和 3 年 12 月 20 日 まで	工 事 実 施 の 方 法	請負 開削
道 路 の 復 旧 方 法	工作物を除き原形に復旧する	添付書類	位置図 平面図 復旧断面図 安全対策図 現況写真
占用の条件 (添付一般条件のほか下記のとおり)		占 用 料	
<input type="checkbox"/> 一般条件のとおり		円	
令和 年 月 日付		岩 建 第 号 令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 申 請 <input type="checkbox"/> 協 議		<input type="checkbox"/> 許 可 <input type="checkbox"/> 同 意	
のあった道路占用について、上記の通り		します。	
岩見沢市長 松野 哲		(建設部建設管理課庶務係 担当)	
(申請の書番 第 号)			

注意事項(一般事項)

1. 道路占用の許可又は回答を受けた者(以下「占有者」という)は、岩見沢市道路占用料条例に基づいて、占用料を納めなければならない。
2. 広告塔または看板等の面積とは、道路用地内に係る看板等の表示面積をいう。
3. 占有者は、許可を受けてから許可内容に変更を生じたとき、遅滞なく変更の申請をし、その許可を得ること。また、当該占用の許可に基づく権利を他人等に許可無しに譲渡するなどの行為はできない。
4. 占有期間中に法令の施行、道路の改良、又は公益事業のため市長が必要と認めるときは、占有物件の増減変更又は占有を取り消すものとし、そのとき占有者は速やかにそれに応じなければならない。
5. 占有者は許可期間中、占有物件又はその付近の見やすい場所に所定の標識(占有工事を行う場合、標識と工事表示板)を掲示しなければならない。但し、困難な場合など市長が認めるときはこの限りではない。
6. 占有により道路の構造等及び道路付属施設に影響をあたえたとき、占有者は自己負担にて補修をし、又はその予防処置を講じなければならない。
7. 占有により、他の占有物件(地下埋設物も含む)に影響を及ぼす恐れのある場合は事前に当該占有者の了解(同意)を得なければならない。
8. 占有者は、占有物件を常に美観等も含め良好な状態に保つよう維持補修し、交通その他道路管理上支障が無いよう努めなければならない。
9. 道路掘削に係る復旧は層状転圧を十分行い、道路及びその施設の復旧が完了した占有者又は、その代理者はその届けを提出しなければならない。
尚、舗装復旧は、特に認めるものを除く外、4月下旬から11月中旬までに完了するものとし、その期間以外については仮舗装を行いその箇所の点検補修を復旧完了までに継続しなければならない。
10. 占有者が許可期間満了後も引き続き占有しようとするときは、期間満了の10日前までに、改めて更新の申請をして許可を受けなければならない。
11. 本許可書は紛失しないよう留意し、道路管理員が提示を求めたとき、または占有に関しての指示があるときは、これに応じなければならない。
12. 法令に特別の規定あるものを除く外、占有者が法令等または許可条件に基づく義務を履行するときに必要な費用及び損害は総て占有者の負担とする。

教 示

この道路占有許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩見沢市長に審査請求することができる(なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から、1年を経過すると審査請求することができなくなる。)

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、岩見沢市を被告として(訴訟において岩見沢市を代表する者は岩見沢市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から、1年を経過すると審査請求することができなくなる。)